

平成24年行政事業レビューシート (厚生労働省)

<b>事業名</b>	小規模事業場産業保健活動支援促進事業費補助金		<b>担当部局</b>	労働基準局安全衛生部		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成9年度開始(産業医共同選任) 平成12年度開始(自発的健康診断)		<b>担当課室</b>	労働衛生課		椎葉 茂樹		
<b>会計区分</b>	労働保険特別会計 労災勘定		<b>施策名</b>	II-2-2 労働者が安全で、健康に働ける職場を確保する				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	労働安全衛生法第13条の2、第19条の3 労働安全衛生法第66条の2、66条の4、66条の5		<b>関係する計画、通知等</b>	第11次労働災害防止計画				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	産業医の選任義務のない労働者数が50人未満の小規模事業場における産業保健活動を支援することにより、産業医の選任義務のない事業場に対して、産業医の要件を備えた医師の選任の拡大を図り、もって、労働者の健康管理の向上等を目的とする。また、深夜業に従事される方が自己の健康に不安を感じて、自発的に健康診断を受診することを支援し、労働者の健康管理の充実を図ることを目的とする。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	労働者数50人未満の小規模事業場の事業者が、他の事業者と共同して産業医の要件を備えた医師を選任・契約し、職場巡視、健康診断の結果に基づく保健指導、長時間労働者への面接指導、健康教育、健康相談等の産業保健活動を実施した場合、その費用の一部を3年間にわたって、年間で最大4回助成する。また、深夜業に従事する労働者が、自発的に健康診断を受診した場合、その費用の一部を助成する。  なお、平成22年度限りで本事業を廃止したが、小規模事業場産業医選任促進事業については、平成22年度以前に事業を利用申請済みの事業場に対しては、経過措置として引き続き3か年を限度として助成を行うこととしている(平成23年度以降は新規の申請を受け付けていない)。							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	126	76	28	11		
	執行額	54	35	15				
	執行率(%)	43%	46%	54%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	22年度事業終了までの目標:産業医共同選任事業終了後、事業場における医師による産業保健活動の重要性・必要性について認識し、今後も何らかの産業保健活動を継続する予定である旨の回答を80%以上の事業場から得る。	成果実績	単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)	
		達成度	%	74.0	71.6	-	-	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	登録事業場からの昨年度以上の産業保健活動に係る助成申請が行われる。 (22年度事業終了までの目標:産業医共同選任事業の申請を行った事業場数予算要求上の件数を目指す。)	活動指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
		活動実績 (当初見込み)	事業場	178 ( - )	106 ( 263 )	221 ( 0 )	- ( - )	
<b>単位当たりコスト</b>	21,500 (円/回)		算出根拠	単位当たりコスト=小規模事業場産業医選任促進事業助成金額				
平成24・25年度予算内訳	<b>費目</b>	24年度当初予算	25年度要求	<b>主な増減理由</b>				
	事業費	11		平成22年度に事業が終了し、3か年の経過措置も平成24年度で終了となっており、新規の申請を受け付けていないため。				
計	11							

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	△	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	・経営基盤の脆弱ない小規模事業場の労働者の健康管理は、小規模事業場の労働者の健康管理については、他事業でも支援を行っているが十分とは言えないため、本事業において集団で自主的に産業医を選任した場合に費用を一部補助することは重要である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	・経営基盤の脆弱な小規模事業場の労働者の健康確保のためには、国としての支援が必要である。 ・労働安全衛生法第19条3に基づき、産業医の選任義務のない小規模事業場の労働者の健康の確保に資するため、必要な援助として、国が実施すべき事業である。
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	・補助事業としては、全ての登録事業場が最大補助額の補助を受けられるよう予算を確保する必要があるが、実際、登録した全ての事業場から最大額の補助申請が行われなかったため。
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	—
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	—
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	・当事業は、労働者の作業関連疾患等の疾病労災を予防するために、産業保健サービスの事業者への支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出することは妥当である。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	・事業費は、事業場における産業保健活動に対する補助金のみであり、費目・使途は明確かつ必要最低限のものである。
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	・登録した事業場に対し、1事業場あたり最高年間4回補助という実質的な支援を行っており、実効性は高い。
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	—
	×	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	・1事業場に対し最高年間4回補助することとなり、事業場からの補助申請は年度末に行われることから、経営基盤の脆弱な小規模事業場はその間の立替払いをする負担が大きいことから、成果目標の達成が厳しいが、全契約事業場に対し4回補助できるよう見込みを立てる必要がある。
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	・小規模事業場の労働者の健康管理については、地域産業保健事業においても、健康診断実施後の事後措置に対する支援を行っているため、本事業は22年度限りで廃止となっている。(平成24年度まで経過措置を実施。)
		※類似事業名とその所管部局・府省名	地域産業保健事業 労働基準局安全衛生部・厚生労働省
○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	・本事業では、事業場で実施された産業保健サービスに対し、サービス実施後に助成を行っており、本事業の助成金は産業保健サービスの提供に活用されている。	
点検結果	平成22年度限りで本事業を廃止した。なお、小規模事業場産業医選任促進事業については、平成22年度以前から事業を利用している事業場に対し、経過措置として引き続き3カ年を限度として助成を行っている。事業場からの補助申請額が、予算額の4～5割であるものの、23年度は昨年度、一昨年度に比べると申請額が増加しており、経過措置中においても、同事業は適切に実施されている。最終年度である平成24年度は、登録事業場に対して、積極的に同事業を活用して頂くよう周知に努める。		
予算監視・効率化チームの所見			
	—		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
	—		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
該当無し。			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	650-60	平成23年行政事業レビュー	0971

※平成23年度実績を記入

小規模事業場産業保健活動支援促進事業

厚生労働省  
15百万円(平成23年度精算額)

〔 事業管理、受託者への指導 〕



【小規模事業場産業保健活動支援促進事業費補助金】

A. (独)労働者健康福祉機構  
15百万円(平成23年度精算額)

〔 小規模事業場の事業者が、他の事業者と共同して産業医を選任・契約し、保健指導、面接指導等の産業保健活動を実施した場合、費用の一部を助成。 〕



【補助】

B. 事業者(221回)  
15百万円(平成23年度精算額)

〔 産業医の選任・契約、産業保健活動の実施 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているか  
について補足  
する) (単  
位: 百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」  
 においてブロッ  
 クごとに最大の  
 金額が支出され  
 ている者につい  
 て記載する。費  
 目と使途の双方  
 で実情が分かる  
 ように記載)

A. (独)労働者健康福祉機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	小規模事業場産業医選任促進事業費	15			
計		15	計		0
B.事業者			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費		0.9			
計		0.9	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)労働者健康福祉機構	平成23年度小規模事業場産業医選任促進事業費補助金	15		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導用の産業保健活動に対する補助	0.9		
2	B社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導用の産業保健活動に対する補助	0.9		
3	C社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導用の産業保健活動に対する補助	0.9		
4	D社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導用の産業保健活動に対する補助	0.9		
5	E社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導用の産業保健活動に対する補助	0.9		
6	F社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導用の産業保健活動に対する補助	0.2		
7	G社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導用の産業保健活動に対する補助	0.2		
8	H社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導用の産業保健活動に対する補助	0.2		
9	I社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導用の産業保健活動に対する補助	0.2		
10	J社	職場巡視、健康診断結果に基づく保健指導用の産業保健活動に対する補助	0.1		